

愛知県立豊田北高等学校同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は愛知県立豊田北高等学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は会員相互の親睦と向上を図り、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は次に掲げる者をもって組織する。
- 1 正会員 愛知県立豊田北高等学校（以下、「本校」という。）を卒業した者。
 - 2 特別会員 本校教職員及び、かつて本校に在職した教職員。
 - 3 名誉会員 本会の推薦した者。
- 第4条 本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 総会
 - 2 会報および会員名簿の発行
 - 3 表彰および弔慰
 - 4 講演会・講習会の開催
 - 5 その他本会の目的達成のために必要な活動
- 第5条 本会の本部を本校内に置き、会員多数居住の地方に支部を置くことができる。

第2章 役員及び学年幹事

- 第6条 1 本会は会員中より次の役員を置く。
会長 1名 副会長 3名 書記 2名 会計 2名 理事 若干名 監査 2名
2 本会は各卒業年次に学年幹事を置く。
- 第7条 現在の学校長を含む顧問若干名を置くことができる。
- 第8条 本会の役員及び学年幹事は次のように選出する。
- 1 会長・副会長は役員会において選出し、総会の承認を得る。任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
 - 2 理事および監査は役員会の推薦により会長がこれを委嘱する。任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
 - 3 書記・会計は各2名を理事より互選、又は母校職員中より会長が委嘱する。
 - 4 学年幹事は卒業時に各回卒業生の中より2名選出する。任期は特に定めない。学年幹事は後任を選出せずして辞任することはできない。
- 第9条 1 会長は本会を代表し、会務を統轄し、必要に応じて役員会（会長・副会長・書記・会計・理事・顧問）、委員会および総会を招集する。
2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3 会長以外の役員は委員会を組織し、企画の審議・会務の運営等を行う。
4 書記は本会の記録・その他の庶務を行う。
5 会計は本会の会計・その他の庶務を行う。
6 監査は会計を監査するとともに総会において報告する。
7 学年幹事は各自所属の卒業年次の事務連絡等を分掌する。

第3章 総 会

- 第10条 本会は毎年1回総会を開く。必要があるときは会長は臨時総会を招集する。
- 第11条 本会の決議は総会出席者の過半数の承認によって可決される。
- 第12条 次の事項は総会において承認を得なければならない。ただし、会員を招集することができない場合は、役員会は総会機能を代行し、速やかに会員に報告するものとする。
- 1 前年度の収支決算
 - 2 前年度の会務報告
 - 3 本年度の予算
 - 4 その他重要事項

第4章 会 計

- 第13条 本会の経費は入会金および運営費並びに寄付金をもってこれにあてる。但し、総会費および臨時会費等はその都度臨時徴収することができる。
- 第14条 本会正会員は入会に際して卒業時に同窓会運営費として金8,000円を納入する。（周年行事費1,000円を含む。）
- 第15条 本会の経費の支出は総会において決定された予算に基づいて行う。
- 第16条 役員会の承認があれば必要に応じて経費の支出を行う。
- 第17条 本会の会計年度は総会より翌年の総会までとする。会計の報告は次年度の総会または会報において行う。

第5章 附 則

- 1 会員は住所、氏名、勤務先などに変更ある時は速やかに本部に報告しなければならない。
- 2 本会の会則変更は役員会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。
- 3 本会則は昭和57年3月2日より施行する。
- 4 本会則は平成4年10月11日一部改正を行った。
- 5 本会則は平成10年8月10日一部改正を行った。
- 6 本会則は平成21年8月10日一部改正を行った。
- 7 本会則は平成22年8月9日一部改正を行った。
- 8 本会則は平成23年8月22日一部改正を行った。
- 9 本会則は平成29年11月27日一部改正を行った。
- 10 本会則は令和2年11月26日一部改正を行った。

豊田北高等学校同窓会慶弔等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、愛知県立豊田北高等学校同窓会（以下「同窓会」という。）の運営を図るため、同窓会会則（以下「会則」という。）第4条に基づき、慶弔等に関して必要な事項を定めるものとする。

(慶弔及び顕彰)

第2条 慶弔等の基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会員死亡の場合
本部事務局に会員死亡の連絡があった場合、告別式に間に合えば、弔電をおくる。
- (2) 特別会員死亡の場合
供花又は、香典をおくる。
- (3) 特別会員退職の場合
記念品料として10,000円を贈る。
- (4) その他
会長の決するところにより、慶弔、慰労、および顕彰することができる。

(部活動等応援金)

第3条 部活動等に対する応援金の支給基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 東海大会以上に出場する生徒に対して、東海大会は個人5,000円、団体20,000円、全国大会は個人5,000円、団体20,000円の応援金を贈呈する。
- (2) 前号の基準は原則として、学校が活動を認めている部活動に適用されるが、会長が校風の発揚に寄与すると認めれば、その他の場合についても適用できる。

(交流事業補助)

第4条 同窓会員による交流事業に対する補助は、次の各号のとおりとする。

- (1) 各回生の懇親会を開催する場合、事務局に事前の申請があれば、開催補助として20,000円支出できる。但し、その支出にあたっては開催の要項（案内書の原稿、出席者名簿等）の提出を要する。
- (2) 同窓会の交流を図るために行う親睦行事に対して、開催の補助として20,000円支出できる。但し、その支出にあたっては開催の要項（案内書の原稿及び出席者名簿等）の提出を要する。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、役員会の議決を得たうえで、総会において報告する。

附 則

- 1 本規程は、平成4年10月10日及び平成21年8月8日ならびに平成25年11月9日の総会で承認された事項を受け、平成29年11月27日から施行する。